

令和三年度
東京徳友会 通常総会

徳洲会グループ 協力会社の会

東京徳友会 事務局

住所：東京都青梅市新町1-5-5
(株式会社フォルモントホールディングス内)

電話：0428-33-3085 FAX：0428-33-6277

E-mail:tokyo@tokuyukai.com

H.P. <http://www.tokuyukai.com/tokyo/>

【議 事】

- ①第一号議案 令和二年度事業報告
- ②第二号議案 令和二年度収支決算報告並びに会計監査報告
- ③第三号議案 令和三年度事業計画
- ④第四号議案 令和三年度事業予算
- ⑤第五号議案 理事・役員改選に伴う選任の件
- ⑥第六号議案 会則改定

第二号議案 令和二年度収支決算報告並びに会計監査報告

自 令和2年4月01日

至 令和3年3月31日

<収入の部>

科目	金額	備考
年会費	1,360,000	68社×20,000円
臨時会費	0	
利息	2	
繰越金	266,341	
収支合計	1,626,343	

<支出の部>

科目	金額	内訳
事業費	0	通常総会
	0	役員研修会及び懇親会
	0	賀詞交歓会
	0	TMAT支援金及び3施設車いす寄贈費（2年分）
	0	第3回むさとくフェス協賛費（武蔵野支部経費）
	0	第5回災害対策訓練協賛費（東京西支部経費）
会議費	53,760	役員・理事会・支部会及び研修費
通信費	46,775	電話・ネット接続料
	87,500	ホームページ維持管理費
交際費	286,848	祝金、香典、協賛品等
事務費	139,561	各種会議資料作成及びご案内状作成
交通費	0	タクシー代等
振込手数料	4,180	
小計	618,624	
次期繰越金	1,007,719	
合計	1,626,343	

第三号議案 令和三年度 事業計画

自 令和3年4月01日

至 令和4年3月31日

実施時期（予定）	内容	場所
隔月	役員・理事会 8回／年	東京西・武蔵野徳洲会病院 (交互開催)
2ヶ月に1回	支部会 6回／年	東京西・武蔵野徳洲会病院 (交互開催)
	倫理委員会 第三者委員	
6月	通常総会（本部）文書にて報告・承認	
7月	東京西徳洲会病院災害訓練開催協力（東京西支部）	東京西徳洲会病院
8月	東京西・武蔵野徳洲会病院・懇親会 (各支部)	
12月	役員・理事会及び研修会	
令和4年1月	東京徳友会賀詞交歓会	
	東京本部・神奈川・山梨・茨城各徳友会賀詞交歓会	
随時	業務連絡会	東京西、武蔵野両徳洲会病院 及び武蔵野徳洲苑
	(各病院と会員各社の希望に応じて実施)	
	(地域行政と一般社団徳洲会本部との連携協力)	
	TMAT支援金及び3施設車いす寄贈及び寄贈式	
	病院主催事業への協力	
	職員研修会	
通年	医療講演会開催と協力	公共施設、会員事業所等
	会員及びご家族への健康診断受診促進運動 の推進（定期健康診断・人間ドック・イン フルエンザ予防接種等）	東京西徳洲会病院 武蔵野徳洲会病院

第四号議案 令和三年度 事業予算

自 令和3年4月01日

至 令和4年3月31日

<収入の部>

科目	金額	備考
年会費	1,460,000	73社×20,000円
臨時会費	0	
繰越金	1,007,719	
収支合計	2,467,719	

<支出の部>

科目	金額	内訳
事業費	0	通常総会
	0	役員研修会及び懇親会
	1,000,000	賀詞交歓会
	100,000	TMAT支援金
	200,000	非常用トイレ消耗品寄贈費（東京西、武蔵野両病院及び徳洲苑）
	70,000	東京西支部経費
	50,000	武蔵野支部経費
会議費	50,000	役員理事会
通信費	120,000	電話・ネット接続料及び総会通知はがき
	45,000	ホームページ維持管理費
交際費	150,000	祝金、香典、協賛品等
事務費	50,000	各種会議資料作成及びご案内状作成
交通費	20,000	タクシー代等
振込手数料	3,000	
小計	1,858,000	
次期繰越金	609,719	
合計	2,467,719	

第五号議案 令和三年度 理事・役員改選に伴う選任及び 顧問・相談役名簿の件

自 令和3年4月01日

至 令和4年3月31日

2-1ページ

役職名	支部役職名	名前	法人名	役職
会長		樋口 昭久	株式会社プラネット	代表取締役
副会長	東京西支部長	藤田 純治	株式会社奉徳はないけ	代表取締役
副会長	東京西副支部長	指田 裕士	株式会社指田園	代表取締役
副会長	武蔵野支部長	梶原 敏也	有限会社梶原造園	代表取締役
副会長	武蔵野副支部長	計屋 圭宏	エーエフマネージメント株式会社	代表取締役
事務局長		望月 武治	株式会社フォルモントホールディングス	代表取締役
事務局長代行	東京西事務長	辻 正司	株式会社セレモア	代表取締役
会計	武蔵野事務長	山川 寅彦	株式会社コムウェル	代表取締役
監事		土方 博晶	株式会社マルケイ	常務取締役
監事		山田 哲夫	多摩コーポレーション株式会社	代表取締役社長
理事(法人名50音順)	武蔵野副支部長	遠田 努	有限会社 アリーナ	代表取締役
理事(法人名50音順)		江崎 浩史	株式会社サンエーフード	代表取締役
理事(法人名50音順)		芳賀 英吾	株式会社シー・アイ・シー	代表取締役社長
理事(法人名50音順)		武田 信光	株式会社タケダ	代表取締役
理事(法人名50音順)		端 晶弘	株式会社ハタ技術研究所	代表取締役
理事(法人名50音順)		松井 敏矢	株式会社ブル・コーポレーション	代表取締役

下記のとおり、昨年度末日付にて退任理事をご報告致します。

<退任>

株式会社 エスパシオ (理事)

取締役総支配人 高橋 一司 令和3年3月31日付にて退会、上記役職を退任

〒183-0055

東京都 府中市府中町 1-5-1

以上

第五号議案 令和三年度 理事・役員改選に伴う選任及び 顧問・相談役名簿の件
東京徳友会 顧問・相談役名簿

2-2ページ

役職名	氏名	法人名	役職
特別顧問	小泉 晨一	医療法人 徳洲会 東京本部	特別顧問
特別顧問	松永 忠夫	株式会社 医療福祉協会	代表取締役
特別顧問	石川 一郎	一般社団法人 徳洲会	理事長付顧問
顧問	宮崎 武	東京西徳洲会病院・健康友の会	会長
相談役	渡部 和巨	東京西徳洲会病院	院長
相談役	佐野 次夫	東京西徳洲会病院	副院長
相談役	堂前 洋	東京西徳洲会病院	副院長
相談役	佐藤 一彦	東京西徳洲会病院	副院長
相談役	鳩山 悦子	東京西徳洲会病院	看護部長
相談役	皆川 孝雄	東京西徳洲会病院	事務長代行
相談役	阪本 敏久	武蔵野徳洲会病院	総長
相談役	桶川 隆嗣	武蔵野徳洲会病院	院長
相談役	斎藤 英子	武蔵野徳洲会病院	看護部長
相談役	新井 秀樹	武蔵野徳洲会病院	事務長
相談役	栗田 明	武蔵野徳洲苑	施設長
相談役	千葉 のぞみ	武蔵野徳洲苑	看護師長
相談役	堀野 幸一	武蔵野徳洲苑	事務長

第六号議案 会則改定

近年の医療・企業におけるコンプライアンスの重要性など社会からの要請を鑑み、会則の修正及び追加を提起致します。下記内容をご確認の上、ご承認願います。

第6条の変更及び第7条の追加を提起し、現会則の第7条以降は条項を繰り下げます。

第6条（入会）

①会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

②会員として入会しようとする者は次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

（1）本会の活動に寄与すると役員会が認めた者であること。

（2）会員2名以上の推薦があること。

（3）理事1名以上の推薦があること。

③入会申込者又はその役員が次の各号の一に該当するとき、又はこれに準ずる事由により会員として相応しくないと役員会が認めるときは、当該入会申込者の入会は認めない。

（1）刑事事件の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されている者

（2）納税に関し、反則事件として調査を受け、告発されている者

（3）業務上遵守すべき行政法令等に違反しており、又は関係官庁の処分に従っていない者

（4）銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っている者

（5）役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、本会の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

④過去に会員であった者の再入会においては、過去において除名を受けた者でなく、かつ現在において未会費がない者でなければならない。

⑤役員会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知する。

第7条（会員の資格喪失）

①会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）解散したとき。

（3）2年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

②退会

会員が退会しようとするときは、所定の退会届を提出しなければならない。ただし、会員からの退会届提出前に、当該会員の処分手続きが開始されている場合には、退会届を受理しないことができる。

③除名

会員が次の各号の一に該当する場合は、役員会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を棄損しまたはその趣旨目的に反する行為があったとき。
- (2) 会員としての品格を損なう行為があったとき。
- (3) 法令または公序良俗に反する行為を行った時。
- (4) その他の正当な事由があるとき。

以上